



デジタル時代の競争を考える ⑦

長崎大学准教授 井畠 陽平

今では、中小企業の保護や、私的経済力の分散などは、反トラスト法で解決すべき主要な目的と考えられていません。

現在の米国裁判所、反トラスト当局、それに多くの専門家は、同法の主要な目的が、商品やサービスの取引を通じて消費者が得る取り分の最大化を基準に、経済的効率性を促進することにあると考えます。

その上で、経済的効率性を促進するという観点から反トラスト法が禁止すべき行為とは、消費者の短期的な利益を害する行為、すなわち「商品やサービスの価格を引き上げたり、その品質を悪くしたりして利益を得られるような力を形成したり、そういう力を使いやすくしたりする行為」と

こうした考え方は1970年代に、それまでの反トラスト法の解釈や運用を批判して、シカゴ学派といわ

れる人々が導入しました。シカゴ学派は①基本的に参入障壁は存在しない②規模の経済性は普遍的なもので、企業規模は競争に害を与えない③市場ではほぼ完全な競争が行われる——

という考えに立ちます。

そのうえで、経済的効率性を害する行為ではないのに、反トラスト法違反だと判断して規制する場合(タイプ1のエラー)と、経済的効率性を害する行為であるが、反トラスト法違反だと判断せず間違って放置する場合(タイプ2のエラー)を比較します。タイプ2のエラーは市場での競争で弊

害が矯正されますが、タイプ1のエラーは矯正されず、社会的コストが大きいとしたのです。さらに、「消費者利益を最大化する」という基準自体は、広く共有されています。

このような考え方が現実と整合的なのかという批判もあります。しかし、「消費者利益を最大化する」と

最大化する」という基準で、反トラスト法違反かどうかを判断するので、法運用が安定する、などと主張しました。「消費者利益」という客観的で一貫した物差しで判断すれば、ビジネスを行なう企業の予測可能性が高められ、特定の利益集団を保護するといった政治的な動きから距離を置くこともできるという利点を指摘しているのです。